

平成 25 年 3 月 28 日
制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）に基づき、学校法人駒澤大学（以下「本法人」という。）に関わる公益通報についての処理体制を整備し、公益通報者の保護と法令遵守の向上を図り、健全な本法人の経営及び教育研究体制の推進に資することを目的とする。

(公益通報の定義)

第 2 条 この規程において「公益通報」とは、本法人（事業者又はその役員若しくは従業員等）について、法第 2 条第 3 項に定める通報対象事実又は本法人の寄附行為について、犯罪及び違反行為が生じ又は生じようとしている旨を第 3 条の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、本法人の通報窓口に通報することをいう。

2 以下の各号に関する公益通報については、当該規程を優先するものとする。ただし、本規程に基づく通報を妨げない。

- (1) キャンパス・ハラスメント防止・対策に関する規程
- (2) 駒澤大学個人情報保護規程
- (3) 駒澤大学科学研究費不正防止に関する規程

(公益通報者)

第 3 条 公益通報者とは、労働基準法第 9 条に定められた以下に掲げる労働者であつて、公益通報を行ったものをいう。

- (1) 本法人と雇用関係にある教員及び職員（非常勤講師、嘱託、アルバイト等を含む。以下「教職員」という。）
- (2) 本法人及び本法人の設置する学校の指揮命令下に従事する派遣労働者
- (3) 本法人との請負契約及びその他の契約により、業務に従事する労働者

(公益通報窓口)

第 4 条 本法人における公益通報を受け付ける通報窓口は、内部監査室及び理事長が指定する弁護士とする。

2 通報窓口以外の教職員が公益に関わる通報を受けたときは、速やかに通報者に対して通報窓口に通報するよう、助言を行わなければならない。

(公益通報等の方法)

第 5 条 公益通報は、書面（電子メール、FAX を含む。）、電話又は面談により行うことができる。

2 原則として、公益通報は、実名で行うことを要する。ただし、通報窓口は、匿名であることを理由としてその受け付けを拒んではならない。

(公益通報の受付)

- 第 6 条 通報窓口は、公益通報を受け付けたとき、これを速やかに理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、通報窓口が受け付けた日から 20 日以内に調査の実施について、公益通報者に対して通知しなければならない。
- 3 前項において、以下の各号により公益通報として調査を開始しない場合は、書面によりその理由を付して、通報者に通知しなければならない。
- (1) 第 2 条第 2 項に掲げる優先規程による公益通報の場合
 - (2) 通報された事実が存在しないことが明らかである場合
 - (3) その他、意見や苦情など公益通報の事実調査が不可能な場合
- 4 前項第 1 号による優先規程に該当する公益通報は、第 2 項の通知に加え、所管部署に通報事実を伝達しなければならない。

(公益通報の調査)

- 第 7 条 理事長は、迅速かつ適正に通報事実の調査を行わなければならない。
- 2 理事長は、前項の調査を通報事実に関係しない教職員又は弁護士若しくは公認会計士等の専門家に命ずることができる。
- 3 理事長は、通報事実の内容に応じ、理事会の議を経て、調査委員会を設置し、調査を命ずることができる。
- 4 調査は、複数人により事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。
- 5 前第 2 項及び第 3 項の調査を行った者は、その結果について速やかに理事長に報告しなければならない。
- 6 調査対象となる部署及び教職員は、調査に関する協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(遵守事項)

- 第 8 条 公益通報に関する職務を遂行する者は、以下の各号を遵守しなければならない。
- (1) 公益通報者及び第三者の権利または正当な利益を侵害してはならない。
 - (2) 公益通報者を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き秘密を保持しなければならない。
 - (3) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。
- 2 調査担当者は、その職を離れた場合であっても前項第 3 号を遵守しなければならない。
- 3 利益相反となる本人が関係する通報事案に関与してはならない。
- 4 前項により理事長が関与できない場合には、常勤監事が第 6 条及び第 7 条に定める通報受付と調査を行い、その結果を理事会に報告し、理事会は、第 9 条第 1 項及び第 3 項に定める措置を講じ、処分を決定するとともに、同条第 5 項に定める報告を行うものとする。

(是正措置等)

- 第 9 条 理事長は、通報対象事実が明らかとなった場合は、直ちに是正措置及び再発防止に必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項について、理事長は、理事会に対して当該調査の結果及び是正措置等を報告しなければならない。
- 3 理事会は、前項の報告を受け、寄附行為及び就業規則等に従って関係者に対する処分を決定する。
- 4 理事会は、前項の処分を理事長に委任することができる。
- 5 理事長は、通報事実の是正措置等を通報者に報告するとともに、必要に応じて、行政機関等に報告しなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第 10 条 本法人は、公益通報者及び調査協力者に対して、公益通報を理由として、解雇、減給、降格、契約解除その他不利益となる取扱いを行ってはならない。

(事後確認)

- 第 11 条 理事長は、公益通報の処理が終了した後、公益通報者及び調査協力者に対する不利益や嫌がらせが行われていないか、是正措置又は再発防止策が十分機能しているかを確認しなければならない。
- 2 理事長は、前項の事後確認を第 7 条第 2 項に定める者に命ずることができる。

(助言)

第 12 条 派遣及び請負労働者等から本法人の通報窓口へ、誤って本法人が是正措置等の義務及び権限を有さない公益通報がなされた場合には、正しい通報窓口へ通報するよう、公益通報者に対して助言を行わなければならない。

(事務所管)

第 13 条 この規程に関する事務所管は、内部監査室とする。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、法人の設置する学校の長の意見を聞き理事会がこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 28 日理事会承認の日から施行する。